

— 中古住宅を購入する場合の支援制度 —

H27. 4月現在

① 被災者生活再建支援金（加算支援金）	必要書類
住宅が全壊（半壊解体含む）した世帯が、新たに住宅を購入する場合に支給されます。 【申請期限】 平成30年4月10日まで 【支給額】 複数世帯：■万円 単身世帯：■万円	①申請書 ②契約書（工事の着工日、完成日の記載があるもの）

② 県被災者住宅再建支援事業補助金（県補助金）	必要書類
県内で住宅が全壊（半壊解体含む）した世帯が、県内で新たに住宅を購入する場合に補助されます。 【申請期限】 平成31年3月31日まで 【補助額】 複数世帯：■万円 単身世帯：■万円 ※建設・購入する建物の種類やかかった費用、契約した形態等により、補助を受けられない場合や補助額が減額されることがあります。 ※工事費・購入費が上記補助額に満たない場合は、その領収書・請求書の額となります。（千円未満切り捨て）	①申請書 ②契約書（工事の着工日、完成日の記載があるもの） ③請求書または領収書 ④登記簿謄本 ⑤通帳 ⑥印鑑

③ 大槌町被災者中古住宅購入支援事業補助金（町独自中古住宅購入）	必要書類
住宅が全壊又は半壊解体した世帯が、土地を含む中古の戸建住宅（税込万円以上）を町内で購入し、単独移転した場合に補助されます。 【申請期限】 平成31年3月31日まで 【補助額】 建物一棟に対して■万円（一棟につき、一回限り）	①申請書 ②契約書（工事の着工日、完成日の記載があるもの） ③請求書又は領収書 ④住民票謄本 ⑤登記簿謄本 ⑥通帳 ⑦印鑑

注) ④「新築バリアフリー」、⑤「新築県産材」の対象となる為には、以下のいずれの条件も満たしている事が条件です。

1. 住宅が被災し、滅失している事。（滅失又は解体状況写真が必要）
2. 被災した中古住宅を購入する事。（被災した建物の罹災証明書が必要）
3. 購入した中古住宅がもともと等級3を満たしている住宅である事。

④ 生活再建住宅支援事業補助金（新築バリアフリー）	必要書類（申請時）
住宅が全壊（半壊解体含む）又は居住不能となり滅失した世帯が新たに住宅を購入し、バリアフリー化（住宅の品質確保の促進に関する法律の規定に基づく評価方法基準（高齢者等配慮対策等級3））する場合に補助されます。 【申請期限】 平成31年3月31日まで 【補助額】 延床面積75㎡未満：■万円 延床面積75㎡以上 120㎡未満：■万円	①申請書 ②罹災証明書 ③滅失又は解体状況写真 ④建築確認済証 ⑤建築確認申請書(写) ⑥住宅性能評価書(写)

完了申請の際には、**全景と各バリアフリー箇所の**写真が必要となります。

⑤ 生活再建住宅支援事業補助金（新築県産材使用）	必要書類（申請時）
住宅が全壊（半壊解体含む）又は居住不能となり滅失した世帯が新たに住宅を購入し、10立法メートル以上の県産材を使用する場合に補助されます。 【申請期限】 平成31年3月31日まで 【補助額】 使用量10㎡以上 20㎡未満：■万円 使用量20㎡以上 30㎡未満：■万円 使用量30㎡以上：■万円	①申請書 ②罹災証明書 ③滅失又は解体状況写真 ④建築確認済証 ⑤建築確認申請書(写) ⑥県産材産地証明書

完了申請の際には、**全景写真**が必要となります。

⑥ 新規 大槌町産材等利用住宅促進事業補助金	必要書類（申請時）
生活再建住宅支援事業補助金（新築県産材使用）の交付を受けて（受けようとして）且つ、全体の30%以上に大槌町産材等を使用する場合に上乗せで補助されます。 【申請期限】 平成31年3月31日まで 【補助額】 大槌町産材等使用：■万円 町内業者による建築：■万円（大槌町産材等使用が条件） ※大槌町産材等…大槌町内で伐採もしくは大槌町内で加工された木材	①申請書 ②罹災証明書 ③滅失又は解体状況写真 ④建築確認済証 ⑤建築確認申請書(写) ⑥県産材産地証明書 ※②～⑥は新築県産材使用補助金と同じ

<p>⑦ 生活再建住宅支援事業（バリアフリー改修）</p> <p>被災した住宅をバリアフリー化（床の段差解消、手すり設置、高齢者用トイレの設置等）改修する場合に補助されます。</p> <p>【申請期限】平成31年3月31日まで</p> <p>【補助額】改修費用の1/2（最大 万円）</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">完了申請の際には、 全景と各バリアフリー箇所の 写真が必要となります。</p>	<p>必要書類（申請時）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①申請書 ②契約書（工事の着工日、完成日の記載があるもの） ③罹災証明書 ④設計図書、施工個所の見取り図、施工前の写真 ⑤費用の明細書（見積書等）（バリアフリー改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者または建築士の記名、捺印があるものに限る）
---	---

<p>⑧ 生活再建住宅支援事業（県産材使用改修）</p> <p>被災した住宅を改修する際に、県産材を使用する場合に補助されます。</p> <p>【申請期限】平成31年3月31日まで</p> <p>【補助額】改修費用の1/2（最大 万円）</p> <p>※県産材を0.5㎡以上用いる工事に限る。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">完了申請の際には、 全景写真が必要となります。</p>	<p>必要書類（申請時）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①申請書 ②罹災証明書 ③設計図書、施工個所の見取り図、施工前の写真 ④費用の明細書（見積書等）※県産材使用工事とその他の部分を分けたもので、施工業者または建築士の記名、捺印があるものに限る ⑤岩手県産材産地証明書等、県産材であることを証明する書類
--	---

<p>⑨ 生活再建住宅支援事業補助金（宅地復旧）</p> <p>被災した宅地の所有者等が、宅地の復旧工事を行う場合に補助されます。</p> <p>【申請期限】平成31年3月31日まで</p> <p>【補助額】宅地復旧に要する費用の1/2（最大 万円）</p> <p>※のり面の保護工事、排水施設の設置工事（上下水道の配管は除く）、地盤補強・整地工事、擁壁工事・補強工事、地盤調査及び設計調査費などが対象。</p> <p>※ 万円以上の復旧工事に限る。</p>	<p>必要書類（申請時）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①申請書 ②復旧工事の費用の明細書または見積書(写) ③被災宅地の状況写真 ④付近見取り図・復旧工事計画図 ⑤被災宅地の所有者が分かる書類
---	--

<p>⑩ 大槌町浄化槽設置整備事業補助金（町独自浄化槽）</p> <p>大槌町内の補助金交付対象区域内（公共下水道の事業計画認可区域以外の地域、農業・漁業集落排水処理事業計画区域を除く地域）で、居住または居住予定、もしくは新たに新築する住宅に5人槽から50人槽までの浄化槽を新たに設置、使用する方。</p> <p>※お問い合わせは、大槌町役場環境整備課（0193-42-8722）までお願いします。</p>	<p>必要書類</p> <p>事前に対象区域の確認を行いますので、環境整備課（0193-42-8722）までお問い合わせ願います。</p>
---	---

<p>⑪ 大槌町被災者引越補助金（町独自引越）</p> <p>住宅が被災した世帯（半壊以上）が、応急仮設住宅等から大槌町内の新居へ引越する際の費用を補助します。</p> <p>【申請期限】平成31年3月31日まで</p> <p>【補助額】上限 万円(千円未満切り捨て)</p> <p>※防災集団移転促進事業又はがけ地近接等危険住宅移転事業等に係る交付要綱の対象とならない世帯。ただし、災害危険区域の指定前に引越を行った世帯は補助の対象とします。</p> <p>※運輸支局から貨物自動車運送事業法に基づく許可を得ている運送業者に支払った実費分の額が対象となります。ただし、引越区間を明記してもらってください。</p> <p>※交付回数は、一世帯一回とします。</p>	<p>必要書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ①罹災証明書 ②引越し費用に係る領収書（引越区間を明記したもの） ③住民票謄本 ④通帳 ⑤印鑑
--	---

被災された方が、半壊又は一部損壊の中古物件を購入し、補修する場合はこちら↓の制度も対象となる場合があります。

<p>⑫ 生活再建住宅支援事業（補修補助）</p> <p>被災した住宅を補修する場合に補助されます。</p> <p>【申請期限】平成31年3月31日まで</p> <p>【補助額】補修費用の1/2（最大 万円）</p> <p>※応急修理制度との併用不可</p> <p>※ 万円以上の補修工事に限る</p>	<p>必要書類（申請時）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①申請書 ②契約書（工事の着工日、完成日の記載があるもの） ③改修計画図、施工前の写真など ④補修工事費見積書、工事費明細書、領収書 ※東日本大震災による被害に係る工事と、その他の工事がある場合は、それぞれの工事を分けたもので、施工業者または建築士の記名、捺印のあるものに限る。
---	---

— 住宅ローンの支援 —

⑬ 災害復興住宅融資	必要書類
<p>住宅が全壊又は半壊し、新たに住宅を購入する場合、住宅金融支援機構から低利の融資（当初5年間、基本融資額について年0%）を受けることができます。</p> <p>【申請期限】平成30年3月31日まで</p> <p>【利子負担軽減額】 万円～ 万円程度</p> <p>例） 万円を25年返済で借りの場合、約 万円</p> <p>なお、防災集団移転促進事業等により移転をしなければならない被災者の方は、災害復興住宅融資の利子分についても補助を受けることができる場合があります。その場合はさらに負担が軽減されます。</p> <p>※お問い合わせは、住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル（0120-086-353）までお願いします。</p>	<p>住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル（0120-086-353）までお問い合わせをお願いします。</p> <p><small>注意）</small></p> <p>①記載の金額については、あるモデルケースを設定して試算した参考値です。個別のケースにより異なりますのでご注意ください。</p> <p>②「利子負担軽減額」は、通常の借入れと比較してどれだけ負担が軽くなるかを示したものです。</p>

⑭ 生活再建住宅支援事業補助金（新住宅債務）	必要書類（申請時）
<p>住宅が全壊、半壊解体又は居住不能となった被災者の方が、県内で新たに住宅を購入するために金融機関から融資を受けた場合に補助されます。（災害復興住宅融資との併用不可）</p> <p>【申請期限】平成31年3月31日まで</p> <p>【補助額】 万円～ 万円程度</p> <p>例） 万円を25年返済で借りの場合、約 万円</p> <p>※当初5年間の利子相当額（金利上限2%、借入上限 万円）</p>	<p>①申請書</p> <p>②罹災証明書</p> <p>③金銭消費貸借契約書(写)</p> <p>④返済予定表（新住宅債務）</p> <p>⑤工事請負契約書等(写)</p> <p>⑥通帳</p> <p>⑦印鑑</p> <p>⑧登記簿謄本</p>

参考）複数世帯で全壊の場合。

基礎支援金	①加算支援金	②県補助金	③町独自中古	合計
 万円	 万円	 万円	 万円	 万円

**仮設住宅・みなし仮設住宅にお住まいの方が住宅再建をされた場合、
仮設住宅・みなし仮設住宅の退去が必要となります。**

※町内の仮設住宅にお住まいの方は、添付の「仮設住宅の退去手続きについて」をご覧ください。
 ※みなし仮設にお住まいの方は、岩手県 復興局 生活再建課 被災者支援担当（019-629-6917）までお問い合わせ下さい。



お問い合わせは、大槌町役場被災者支援室（0193-42-8718）までお願いします。